

# (特例) 総合支援資金の再貸付のご案内

## 対象者

新座市内にお住いで、以下の①②両方の要件を満たす方

- ① 令和3年3月末までに特例緊急小口資金および特例総合支援資金の貸付が終了している方
- ② 自立相談支援機関による支援を受けている方

## 貸付内容

単身世帯：月額15万円以内×最大3か月分

二人以上世帯：月額20万円以内×最大3か月分

【据置期間】 1年間(12か月)

【償還(返済)期間】 10年間(120回)

## 必要書類

対象者となる方には、申請に必要な書類が埼玉県社会福祉協議会から郵送にて送付されます。

- ① 総合支援資金特例貸付(再貸付)借入申込書
  - ② 総合支援資金特例貸付(再貸付)借用書
- ※ その他状況の変化等により必要となる書類

(書類は、埼玉県社会福祉協議会のホームページからダウンロードもできます。)

## 申込方法

必要書類を新座市社会福祉協議会に提出してください。

- ① 申請者本人が、自筆でご記入ください。
- ② 黒のボールペンを使用してください。  
(消えるボールペンは使用できません。)
- ③ 自立相談支援機関へは、こちらから連携を取りますので、連絡していただく必要はありません。
- ④ 申込受付期間は、令和3年2月19日(金)から3月31日(水)まで。(郵送は、消印有効)
- ⑤ 申込受付時間は、午前8時30分から午後4時30分まで。

窓口の相当な混雑が予想されます。感染拡大リスクを下げるため、郵送による申請に御協力をお願いします。